

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年2月8日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり  
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊  
木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利 久 山 英 之  
藤 澤 美 芳  
  
欠席委員  
藤 原 由 果 大 内 美 智 子
4. 農地利用最適化推進委員  
服 部 千 敏 立 岡 元 大 森 一 廣 田 中 伸 五  
梶 原 太 郎 大 森 幹 男 福 池 正 美 射 越 誠 一  
山 本 祐 章
5. 議事に参与した者  
事務局長 小林 裕治  
事務局 島 宏彰  
事務局 久山 貴史  
事務局 大原 康岐
6. 議事内容  
第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第5条許可申請について  
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻となりましたので、これより平成29年度瀬戸内市農業委員会、第11回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。このところ非常に寒い日が続いています。皆様にはその中で出席いただきまして、ありがとうございます。世の中はインフルエンザが大流行ということで体調には十分に気をつけて活動していただきますようお願いいたします。本日も多くの案件が出ているようですので、適正な審議の程お願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、藤原委員、大内委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに藤澤委員、太田委員、よろしく申し上げます。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。最初に、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

#### 【1番案件】

譲受人「長船町西須恵■■■■■■■■」。譲渡人「岡山市中区湊■■■■■■■■」。農地の所在地は「長船町西須恵967」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は230㎡。「長船町西須恵1205」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は143㎡。「長船町西須恵1207」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は365㎡。「長船町西須恵1215」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は475㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は4,562㎡となっております。家族数は2名、うち耕作者数は1名となっております。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■」さんが譲渡人の「■■ ■■」さんから借り受けて「畑」として耕作しており、今後も引き続き、譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「長船町東須恵■■ ■■ ■■ ■ ■■」。譲渡人「長船町東須恵■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町東須恵22」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は525㎡。

「長船町東須恵25」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は682㎡。「長船町東須恵28」。登記地目、現況地目はいずれも

「田」。面積は1,136㎡。「長船町東須恵434-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は28㎡。「長船町東須恵435-

1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は330㎡。「長船

町東須恵436-2」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は192㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は11,290㎡

です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」及び「畑」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

### 【3番案件】

譲受人「長船町飯井■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「大阪府和泉市和気町■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井1488」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は587㎡。「長船町飯井1489-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は65㎡。「長船町飯井1492-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は56㎡。「長船町飯井1493-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は147㎡。「譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は4,242㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」及び「畑」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

#### 【4番案件】

譲受人「岡山市南区大福■■ ■■ ■■ ■ ■■」。譲渡人「岡山市北区東島田町■■ ■■ ■■ ■ ■■」。農地の所在地は「長船町福里184-4」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は543㎡。「長船町福里184-13」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は100㎡。譲受人の農地までの距離は27,000m。耕作面積は5,717㎡です。家族数は3名、うち耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番、2番案件について、担当委員さん、大森委員さん、お願いします。
- 大 森 委 員 1番案件ですが、譲受人の■■■さんはこれまでも譲渡人の■■■さんから申請地を借り受けて耕作をしておりました。■■■さんは今後も瀬戸内市に戻ってくる予定はないため、■■■さんが譲り受けて耕作を続けていくそうです。続けて2番案件ですが、譲渡人の■■■さんは長年、耕作はしておらず、息子さんもおられますが、今後も耕作をする予定はないことから、譲受人の■■■さんへ贈与する話がまとまったようです。申請地を適正に管理・耕作してくださると思いますので、よろしく審議お願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、担当委員さん、福池委員さん、お願いします。
- 福 池 委 員 譲渡人の■■■さんは大阪の方に移住されまして、その後に引っ越してきた譲受人の■■■さんが田畑も買われるそうで、町内の方からも了解はとれているみたいなので、よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての4番案件について、担当委員さん、射越委員さん、お願いします。
- 射 越 委 員 ■■■さんの農地を■■■さんに譲るということで、■■■さんは、現在岡山の方に住んでおられており、申請地は住宅地の間にある農地で耕作もしにくいということで、■■■さんが耕作していくということだそうです。よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。  
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。  
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第2号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。議案資料2頁目下段をご覧ください。  
**【1番案件】**  
譲受人「牛窓町鹿忍3215番地16 鉄工業 株式会社岡熔接所 代表取締役 岡 一男」。譲渡人「牛窓町長浜■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓40-1」。地目は「田」。

面積は994㎡。転用目的は「工場」。施設の概要は「鉄工所 1棟 231㎡」。建ぺい率は「23.24」%。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■■、借入金が■■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。牛窓浄化センターから西へ約200mのところに位置しております。

#### 【2番案件】

譲受人「和気郡和気町吉田■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町山田庄■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄167-1」。地目は「田」。面積は551㎡。譲渡人「岡山市東区久々井■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄168-1」。地目は「田」。面積は502㎡。転用目的は「共同住宅」。施設の概要は「木造2階建（4戸） 1棟 122.21㎡」「木造2階建（6戸） 1棟 182.46㎡」「駐車場 195.34㎡」。建ぺい率は「28.93%」となっております。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■■■、借入金が■■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件については、開発協議申請中の案件となります。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。JR邑久駅から北へ約200mのところに位置しております。

#### 【3番案件】

譲受人「邑久町尾張■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町山田庄■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄167-3」。地目は「田」。面積は538㎡。譲渡人「岡山市東区久々井1629番地 農業 小橋 熊男」。土地の所在地は「邑久町山田庄168-3」。地目は「田」。面積は514㎡。転用目的は「共同住宅」。施設の概要は「木造2階建（4戸） 1棟 116.21㎡」「木造2階建（6戸） 1棟 171.36㎡」「駐車場 193.80㎡」。建ぺい率は「27.34%」となっております。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■■■、借入金が■■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件については、開発協議申請中の案件となります。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。JR邑久駅から北へ約250mのところに位置しております。

#### 【4番案件】

譲受人「邑久町豊原117番地の1 不動産業 株式会社丸通地建代表取締役 近藤 友一」。譲渡人「邑久町山田庄■■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄222」。地目は「畑」。面積は669㎡。譲渡人「邑久町山田庄546番地 無職朝倉 裕幸」。土地の所在地は「邑久町山田庄223-3」。地目は「畑」。面積は158㎡。譲渡人「邑久町山田庄■■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄226-3」。地目は「田」。面積は8.90㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「木造2階建 2棟 132.48㎡」「道路 456.67㎡。建ぺい率は「25.83%」となっています。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は普通畑及び米420kgとなっております。資金は自己資金が■■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。JR邑久駅から北へ約300mのところに位置しております。

#### 【5番案件】

譲受人「岡山市中区平井三丁目984番地3 鉄工業 株式会社福田鉄工 代表取締役 福田 稔也」。譲渡人「邑久町上笠加■■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田997-1」。地目は「田」。面積は1,228㎡。譲渡人「邑久町豆田■■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田998-1」。地目は「田」。面積は651㎡。譲渡人「邑久町豆田■■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田999-1」。地目は「田」。面積は1,891㎡。譲渡人「邑久町福元■■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田1004-1」。地目は「田」。面積は739㎡。「邑久町豆田1004-2」。地目は「田」。面積は965㎡。譲渡人「岡山市中区国府市場■■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田1005-1」。地目は「田」。面積は2,549㎡。譲渡人「邑久町上山田■■■■」。土地の所在地は「邑久町町豆田1006-1」。地目は「田」。面積は816㎡。転用目的は「工場」。施設の概要は「鉄工所 1棟 2,580.84㎡」「事務所 1棟 350.97㎡」。建ぺい率は「33.17%」となっています。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件については、開発協議申請中の案件となります。場所につきましては



は、資料10ページをご覧ください。旭東自動車教習所の東隣に位置しております。

#### 【6番案件】

借人「邑久町大窪■■■■」。貸人「邑久町大窪■■■■」。土地の所在地は「邑久町大窪50-3」。地目は「田」。面積は395㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造平屋建 1棟 104.34㎡」。建ぺい率は「26.41%」となっています。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■■。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料11ページをご覧ください。那須医院の南隣に位置しております。

#### 【7番案件】

譲受人「邑久町山田庄272番地6 介護福祉業 株式会社ハッピークリエイション 代表取締役 井手 明美」。貸人「岡山市南区豊成■■■■」。土地の所在地は「邑久町下山田1288-1」。地目は「畑」。面積は930㎡。転用目的は「サービス付き高齢者住宅」。施設の概要は「木造平屋建 1棟 464.36㎡」。建ぺい率は「49.93%」となっています。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は借入金が■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件については、開発協議申請中の案件となります。場所につきましては、資料12ページをご覧ください。三蔵農林山田農場から北へ約200mのところに位置しております。

#### 【8番案件】

譲受人「長船町土師140番地12 不動産業 株式会社プライムホーム 代表取締役 松本 泰治」。譲渡人「長船町福里■■■■」。土地の所在地は「長船町福里55」。地目は「田」。面積は1,264㎡。「長船町福里56-1」。地目は「田」。面積は1,212㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「木造2階建 10棟 561.69㎡」「道路 523.07㎡」。建ぺい率は「28.76%」となっています。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は自己資金が■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。こちらの案件については、開発協議申請中の案件となります。場所につきまし

ては、資料13ページをご覧ください。JA岡山長船カンントリーエレベータから北へ約200mのところに位置しております。

【9番案件】

譲受人「邑久町豆田624番地1 2F 自動車修理業 株式会社ガレーラ 代表取締役 佐藤 文俊」。譲渡人「長船町八日市■■■■」。土地の所在地は「長船町八日市166-2」。地目は「田」。面積は370㎡。「長船町八日市167-3」。地目は「畑」。面積は64㎡。「長船町八日市168-2」。地目は「田」。面積は564㎡。転用目的は「自動車整備工場」。施設の概要は「工場 1棟 221㎡」「駐車場 3棟 90.53㎡」。建ぺい率は「31.22%」となっています。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米450kgとなっております。資金は借入金が■■■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料14ページをご覧ください。行幸小学校から北西へ約400mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、服部委員さん、お願いします。

服部委員 譲受人の岡さんは鹿忍の住宅地で鉄工所を経営されていますが、以前より工場の移転・拡大計画を予定しており、譲渡人の■■■さんと話がまとまったそうです。家庭排水や工場排水は原則、ありません。雨水排水については泥溜枡を設置し、水路に放流します。地元役員や隣地地権者からも同意があることから特に問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 長 はい、ありがとうございました。続いての2番、3番、4番案件について、担当委員さん、立岡委員さん、お願いします。

立岡委員 2番、3番の案件ですが、場所は雇用促進住宅の西側となります。■■■さんと■■■さんが所有している農地に■■■さんと■■■さんが共同住宅を建てたいと申請してきたものです。地元とも協議しており、排水関係も特に問題はありません。4番案件ですが、こちらも雇用促進住宅のすぐ近くになります。こちらは田と畑を丸通地建さんが購入して建売分譲住宅を建てる予定しています。こちらについても地元で協議しており、特に問題はありません。よろしくをお願いします。

議長 長 はい、ありがとうございました。続いての5番案件について、担当委員さん、大森委員さん、お願いします。

- 大 森 委 員      この物件が岡山市の方で鉄工所を営している福田鉄工という会社が豆田へ移転してくるものです。面積は8,900㎡程で工場や事務所を建てる予定でございます。排水や騒音については厳重に注意して施工するということですので、よろしくお願ひします。
- 議            長      はい、ありがとうございました。続ひての6番案件について、担当委員さん、田中委員さん、お願ひします。
- 田 中 委 員      借人の■■さんは貸人の■■さんの息子さんで家を建てる予定としてひます。12月に農振除外をしてということなので、特に問題はないと思ひます。
- 議            長      はい、ありがとうございました。続ひての7番案件について、担当委員さん、梶原委員さん、お願ひします。
- 梶 原 委 員      譲渡人の■■さん、この方は、今は岡山に住んでひますが、もともとは下山田の幸田木出身で、もともとは申請地に家を建てようとしていたらしいのですが、その話もなくなり、譲受人の株式会社ハッピークリエイションさんが譲り受けてサービス付き高齢者住宅を建てる計画です。隣地所有者が所在不明で同意が得られてひませんが、地元の役員との了解を得られており、計画上も隣地に影響はないと思われまひるので、審議の程お願ひします。
- 議            長      はい、ありがとうございました。続ひての8番案件について、担当委員さん、射越委員さん、お願ひします。
- 射 越 委 員      譲渡人の■■さんは体を壊されて耕作も続けれないということで、プライムホームさんに譲渡するものです。排水の方は現地を確認したところ、特に問題はないようひるので、審議の方をよろしくお願ひします。
- 議            長      はい、ありがとうございました。続ひての9番案件について、担当委員さん、山本委員さん、お願ひします。
- 山 本 委 員      譲受人の株式会社ガレーラは申請地の道路を挟んだ北側の土地を借りて、自動車整備工場を営ひてひます。譲渡人の■■さんは高齢で跡継ぎもおらず、農業を続けていくことができない状況にあり、農地の処分を考えていたところに今回の話があったそうです。申請地が住宅地や商店からも近く、地元からも造成・排水等の同意も得られていることから転用への支障はないと考えられまひるので、よろしくお願ひします。
- 議            長      はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。
- 田 中 委 員      6番案件ですが、農振除外をして1種農地での転用ということですが、他に農地を持っているようであればそちらに誘導すべきと思ひ

- ます。そこらへんは農振除外の手続きにあたって、こういった審査をしているのですか。
- 事務局 委員さんのおっしゃられるように優良農地を残していくために、他の農地を所有されている場合は、転用を誘導するようになります。農地の選定については、農振除外の手続きの中で農地以外の土地、宅地や雑種地も含めて、全ての所有地の中から選定するようになっています。ただし、2種農地を所有していても、その土地で転用目的を達成できないようであれば、例えば、土地が狭すぎるとか、道がないとかという事情があれば誘導はできませんので、他の候補地から選ぶようになります。
- 田中委員長 わかりました。
- 議長 はい、他に何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。  
(意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。  
第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)ということで、事務局の説明をお願いします
- 事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。  
**【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】**
- 議長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。  
(意見なし)
- 議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。  
それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局、お願いします。
- 事務局 今後の予定でございますが、3月15日木曜日に総会の開催を予定しております。また、4月の総会につきましては、4月17日火曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長 他にご意見・ご質問はありませんか。  
それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29年度2月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時20分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成30年2月8日

議 長

署名委員

署名委員